

動物愛護センター整備事業

令和7年3月26日（水）

相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム

1 これまでの経緯

新・相模原市総合計画(H22～H31)

「施策12 保健衛生体制の充実(3 生活衛生対策の推進)」

…また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに…

前期実施計画(H23～H25)

(仮称)相模原市動物愛護センターの整備検討	人と動物の共生の実現をめざし、動物愛護啓発事業の拠点となる <u>(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について検討</u> します。	H23	◆施設の検討
		H24	◆同上
		H25	◆同上

中期実施計画(H26～H28)

(仮称)相模原市動物愛護センターの整備検討	人と動物の共生の実現をめざし、動物愛護啓発事業の拠点となる <u>(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について検討</u> を行います。	H26	◆他自治体の調査
		H27	◆WG会議における検討結果のまとめ ◆基本構想検討委員会の設置準備
		H28	◆基本構想検討委員会の設置・協議

後期実施計画(H29～H31)

(仮称)相模原市動物愛護センターの整備検討	人と動物の共生の実現をめざし、狂犬病予防及び動物愛護啓発事業の拠点となる <u>(仮称)相模原市動物愛護センターの整備に向けた検討を進めます。</u>	H29	◆基本構想策定に向けた課題の整理
		H30	◆同上
		H31	◆基本構想の検討

未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～(R2～R9)

「施策16 保健衛生体制の充実(3 生活衛生対策の推進)」

…人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発を推進します。

【H22】

- ◆「指定都市」に移行
- ◆「市動物愛護管理条例」制定

【H25】

- ◆庁内に「ワーキンググループ会議」を設置

WG会議

【H28】

- ◆市議会陳情:動物愛護センターの早期設置(採択)
- ◆市長決裁:動物愛護センター整備の方向性(市内に単独で動物愛護センターを設置する)

【H29】

「人と動物との共生社会推進懇話会」の設置

【H30】

- ◆整備手法等に係る「サウンディング型市場調査」の実施

検討

行財政構造改革プラン

【R4】

- ◆「動物愛護管理行政の今後について」決定会議承認

【R5～R7】

- ◆総合計画推進プログラム(動物愛護管理事業)

【R6】

- ◆動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方

(R 6. 12. 9 決定会議資料抜粋)

●これまでの経過

平成12年4月	保健所設置市へ移行
平成22年4月	政令指定都市へ移行 動物の愛護及び管理に関する条例制定
平成25年	神奈川県より、動物保護センターの再整備に伴う共同設置運営の提案
平成27年1月～ 平成28年2月	動物愛護センター整備検討ワーキング会議（全6回）
平成28年度	・市議会陳情『動物愛護センター』の早期設置を求めることについて採択 ・市長決裁（（仮称）動物愛護センター整備の方向性について） ・神奈川県に対し、動物愛護センター整備について、市内単独設置の方向性とする旨回答
平成29年度～ 平成30年度	整備検討会議設置
令和4年11月	「動物愛護管理行政の今後について」決定会議承認 動物愛護管理行政を体系的に整理し、収容頭数の減少や譲渡促進、関係機関との連携など、包括的に動物愛護管理行政を推進する
令和5年度	動物愛護センター機能の検討（R5～R7） 「猫の一時保護施設」の運用を開始 「猫の一時預かりボランティア制度」の導入
令和6年度	多頭飼育届出制度の条例改正（R7.4施行）

●動物愛護行政を取り巻く状況の変化

<動物愛護管理に関する国の動き>

○改正動物愛護管理法（令和元年）

動物愛護管理センターの果たすべき機能を明示
①動物取扱業の登録・届出と動物取扱業者の監督
②動物の飼養者・保管者への指導・命令等と立入検査
③特定動物の飼養・保管の許可・監督
④犬・猫の引取り、譲渡し等
⑤動物愛護管理に関する広報・啓発活動
⑥その他動物愛護・適正飼養のために必要な業務

○人とペットとの災害対策ガイドライン(平成30年)

近年の大規模災害の対応例等を掲載。
各自治体が地域ごとに必要とする人とペットの災害対策のガイドライン
災害時のペットの取扱いの共通化

<社会的背景>

- ・猫の飼育頭数は全国的に増加傾向
- ・ペットと飼い主の長寿化による飼育困難者増加のおそれ

●課題

県に依存した狂犬病予防行政の体制

・狂犬病発生時の体制は県の協力を前提※としており、抑留所及び病性鑑定について体制が整っていない ※ 保健所設置市移行に伴う県との覚書

災害時のペットに係る対応が必要

・災害時の放浪動物を一時収容する施設が必要
・被災時早急に持ち出せるペット用品の備蓄が必要

県に依存した犬等の収容体制

・県に委託をしないと犬等の長期収容ができない

収容した猫の譲渡の機会を増やせないこと

・収容猫の譲渡のための常設会場がない
・移動式譲渡会は動物への負担や事務負担が大きく、譲渡の機会が限られる

動物愛護ボランティアの高齢化と担い手不足

・動物ボランティアの育成・支援が必要
・市から市民への直接譲渡の推進が必要

動物愛護精神の更なる醸成が必要

・動物を飼っていない市民等への動物愛護の啓発が必要
・将来にわたっての収容数の低下や譲渡促進、適正飼養の普及啓発のためには、広く市民への動物愛護精神の情勢を進めることが重要

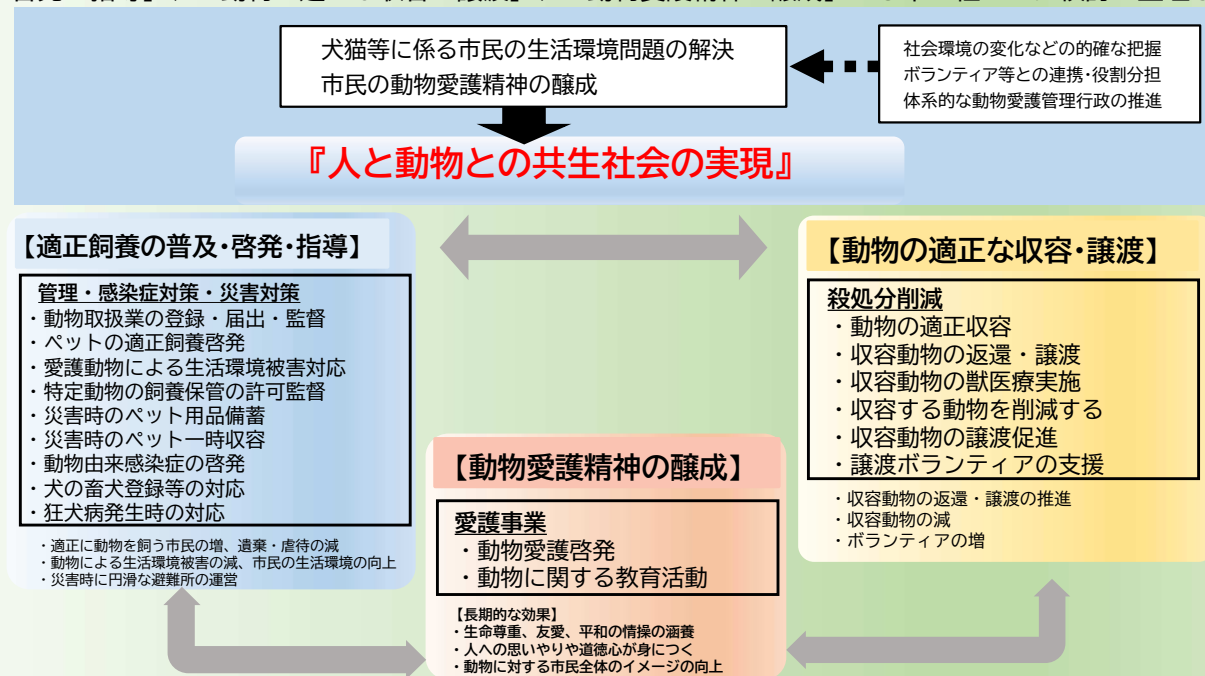
地域拠点の不在

・改正動物愛護管理基本指針で示されている動物愛護やペットの災害に関する地域拠点がいない

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方

1 機能について

「人と動物との共生社会の実現」を目指すため、本市に必要な動物愛護行政としての機能を「適正飼養の普及・啓発・指導」、「動物の適正な収容・譲渡」、「動物愛護精神の醸成」の3本の柱ごとに検討・整理した。



2 機能の果たし方

- ・動物の安定的な収容と返還・譲渡の推進や殺処分の減少に必要な機能に加え、その根幹をなす市民の動物愛護精神の醸成を図る機能を備えた動物愛護行政の拠点となる施設（＝動物愛護センター）を設置し、動物愛護行政機能を果たしていくものとする。
- ・麻布大学、獣医師会、動物愛護ボランティアなどの関係団体との良好な関係を継続し、民間協力や委託の可否を検討することにより、効率的・効果的に動物愛護行政の推進に取り組んでいくものとする。

3 今後の取組

基本的な考え方に基づき、動物愛護センターの早期設置に向けてR7年度中に基本構想・基本計画を策定する。

今後の方向性とスケジュール(案)

年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
取組	基本的な考え方	基本構想・基本計画	基本設計	実施設計	整備工事	竣工
計画上の位置付け	動物愛護センター機能の検討	総合計画推進プログラム「動物愛護管理事業」 ※ 当初予算編成に合わせて改訂予定				
	動物愛護センター整備に向けた検討					

2 いわゆる動物愛護センターとは

改正動物愛護管理法（R元年） 抜粋

所管する法令

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ・ 狂犬病予防法 等

- ・ 20の政令指定都市中2都市で未設置
（相模原市・岡山市のみ）

（動物愛護管理センター）

第37条の2 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務（-省略-）を行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- 二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- 四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- 五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。



イメージ

- ・ 動物の殺処分施設

【主な業務】

- ・ 放浪犬の捕獲抑留
- ・ 犬猫の引取り
- ・ 適正飼養の啓発



イメージ

- ・ 動物の保護・譲渡施設
- ・ 人の集まる啓発施設

【主な業務】

- ・ 放浪犬の捕獲抑留
- ・ 犬猫の引取り
- ・ 適正飼養の啓発（強化）
- ・ 動物取扱業の届出

【主な業務】

- ・ 放浪犬の捕獲抑留
- ・ 犬猫の引取り・譲渡促進
- ・ 適正飼養の啓発（更に強化）
- ・ 動物取扱業の登録（規制強化）
- ・ 特定動物の許可
- ・ 動物愛護・管理の啓発活動
- ・ 災害時動物救護

時代の流れ

ポイント💡

近年のいわゆる動物愛護センターは、いわゆるアニマルシェルターをベースとして、飼い主への指導や苦情対応、動物取扱業の登録・指導監督、動物愛護の啓発や教育、また災害時の動物救護などの機能を集約した施設である。

3 本市に必要な機能

【本市の目指すべき動物愛護管理行政】 ※R4.11.10 決定会議の内容から

犬猫等に係る市民の生活環境問題の解決
市民の動物愛護精神の醸成

社会環境の変化などの的確な把握
ボランティア等との連携・役割分担
体系的な動物愛護管理行政の推進

『人と動物との共生社会の実現』

【適正飼養の普及・啓発・指導】

○動物取扱業の登録・届出・監督機能 動物の販売店、ペットホテル等の第一種動物取扱業及び非営利の活動として動物の譲渡等を行う第二種動物取扱業の登録、監視指導の実施
○ペットの適正飼養啓発機能 所有明示の啓発、放し飼いこう傷事故時の飼養者への指導、しつけ方教室、動物愛護推進員による啓発
○愛護動物による生活環境被害対応機能 犬猫等の飼育公害等による市民相談・苦情調査、野良猫や地域猫の不妊去勢手術
○特定動物の飼養保管の許可監督機能 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養保管許可・監督指導
○災害時のペット用品備蓄機能 災害時のペット用品の備蓄、避難者への配布、避難所等へのペット対応、同行避難訓練の実施
○災害時のペット一時収容機能 災害時の所有者不明動物等の一時収容、保管及び情報提供、飼い主への返還、動物救護対策
○動物由来感染症の啓発機能 ペットの動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発、鳥インフルエンザ等への対応
○犬の畜犬登録等の対応 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付、狂犬病予防の集合注射の実施
○狂犬病発生時の対応機能 狂犬病発生時に国のガイドラインに基づき、犬を解剖し、病性を鑑定

【動物の適正な収容・譲渡】

○動物の適正収容機能 飼養管理基準を満たした収容動物の保管管理 公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬猫等の収容、治療等措置 ※収容動物は狂犬病予防法と動物愛護管理法・条例に定める動物とし、野生動物は含まない
○収容動物の返還・譲渡機能 収容動物の飼い主への返還、譲渡希望の個人や団体への譲渡
○収容動物の獣医療実施機能 収容時の感染予防や疾病に対する治療及び不妊去勢手術
○収容する動物を削減する機能 多頭飼育届出制度及び福祉連携による不適正な飼養の早期発見 野良猫の不妊去勢手術
○収容動物の譲渡促進機能 収容動物の譲渡会の実施 収容動物の譲渡前説明会 譲渡に向けた収容動物の馴化 譲渡団体の登録
○譲渡ボランティアの支援機能 譲渡の機会の創出 連絡会の定期開催

【動物愛護精神の醸成】

○動物愛護啓発機能 動物の飼養の有無にかかわらず動物愛護の普及 動物愛護週間イベントの実施、遺棄、虐待防止の啓発、SNS等を使用した啓発
○動物に関する教育活動機能 出張型来所型の愛護教育、命の教室、ふれあい講座 動物介在活動

新事業

【他政令市の動物ふれあい教育活動実施状況】

自治体	動物に関する教育活動
札幌市	動物愛護講習会、どうぶつあいご教室、命の教室
仙台市	動物介在活動の普及啓発・実践・市民ボランティア育成、犬猫とのふれあい
さいたま市	ふれあい体験事業
千葉市	ふれあい教室、子猫お見合い会
横浜市	子どもアドベンチャーカレッジ、小中学校向け講義
川崎市	いのち・MIRAI教室、サマースクール
新潟市	体験プログラム、ウサギふれあい体験
静岡市	ふれあいワンワン教室、展示室（犬猫とのふれあい）
浜松市	動物たちとのふれあいをとおした動物愛護と教育事業
名古屋市	犬猫のひみつ・ガイドツアー、わんにゃんスクール、ふれあい広場
大阪市	ワンちゃんとのふれあい広場、獣医師との見学ツアー
堺市	R9現動物指導センター建替え予定 建替後充実させる機能のひとつとして“ふれあい体験”を明示
京都市	きょうとアニラブクラス、ふれあい広場
神戸市	いきものといっしょ、いのちの教育プログラム、私たちと動物との関わり、わんにゃんと友だちになろう
岡山市	保護犬とのふれあい会
広島市	ふれあい教室
北九州市	ふれあい教室、動物愛護教育
福岡市	ハローアニマル、犬のお手入れ体験
熊本市	ふれあい訪問教室

4 参考 候補地の比較

	調整中 麻布大学敷地	猫の一時保護施設
区域	第一種住居地域 (3,000㎡未満の畜舎が建設可能) 建ぺい率60%、容積率200%	市街化調整区域 (畜舎が建設可能) 建ぺい率50%、容積率100%
交通の利便性	◎ 駅から徒歩約5分～10分	○ 駅からバス約20分
周辺住宅	◎ 周辺に数件住宅地があるが、獣医大学敷地内に同様の畜舎が既にあるため、理解が得やすい	○ 南側周辺に数件の住宅地あり
課題	土地の賃貸借契約の調整が必要	整備前に、猫の一時保護施設の解体工事が必要

動物愛護センターの設置場所に求められること

- 建築基準法の用途に適合した「畜舎」が建設可能な地域であること
- 交通の利便性がよいこと(啓発活動、譲渡の機会を増やすため)
- 災害時の拠点として、水害等にさらされない立地であること
- 動物の鳴き声やにおいに配慮する必要があり、周辺の住宅等が少ないこと

近隣他市（政令市、中核市）動物愛護センターとの比較

市名	横浜市	川崎市	千葉市	さいたま市	横須賀市	相模原市
人口	380万人	150万人	98万人	130万人	41万人	72万人
収容数 (R2-4平均)	犬:140 猫:706	犬:45 猫:323	犬:62 猫:244	犬:54 猫:117	犬:32 猫:85	犬:52 猫:169
延床面積(㎡)	2,858	2,308	1,298	1,461	417	1,052?
収容数(犬+猫) /延床面積	0.29	0.16	0.24	0.12	0.28	五市平均 0.21

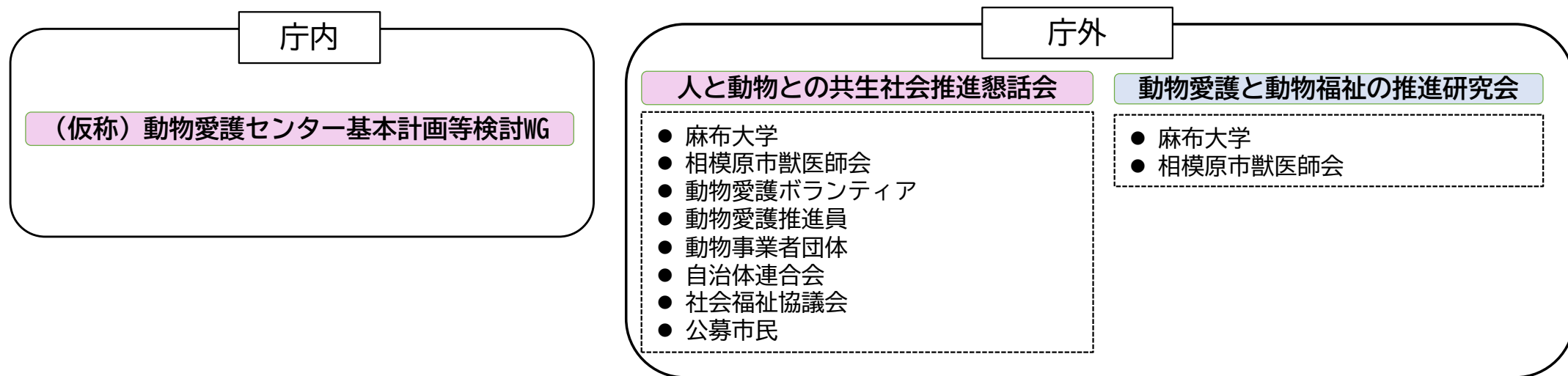
収容数/面積の
平均から逆算

他市（政令市、中核市）動物愛護センターとの比較（同規模程度（約1,000㎡））

市名	新潟市	浜松市	京都市	宮崎市	札幌市	豊橋市
機関名	動物愛護センター 動物ふれあいセンター	動物愛護教育センター	動物愛護センター	動物愛護センター	動物管理センター あいまる さっぽろ	動物愛護センター(仮称)
人口	77万人	78万人	146万人	40万人	196万人	38万人
職員数	11	10	14	26	21	15予定
建設年	H24	H26	H27	H29	R5	R7予定
構造・階数	W1階建	RC2階建	RC1階建 W1階建 (動物収容棟) (事務所棟)	S1階建	W2階建	RC1階建
敷地面積(㎡)	7,194	動物園駐車場内	11,312	15,423	2,000	3,600
延床面積(㎡)	1,658	995	1,273	1,184	1,000	998
建設費(千円)	667,000	314,114	686,600	539,469	853,575	約934,310
管理費(千円)	12,479 ※ふれあいセンター含まず	35,308	23,256	30,596	不明	不明

5 検討方法

(1) 検討体制



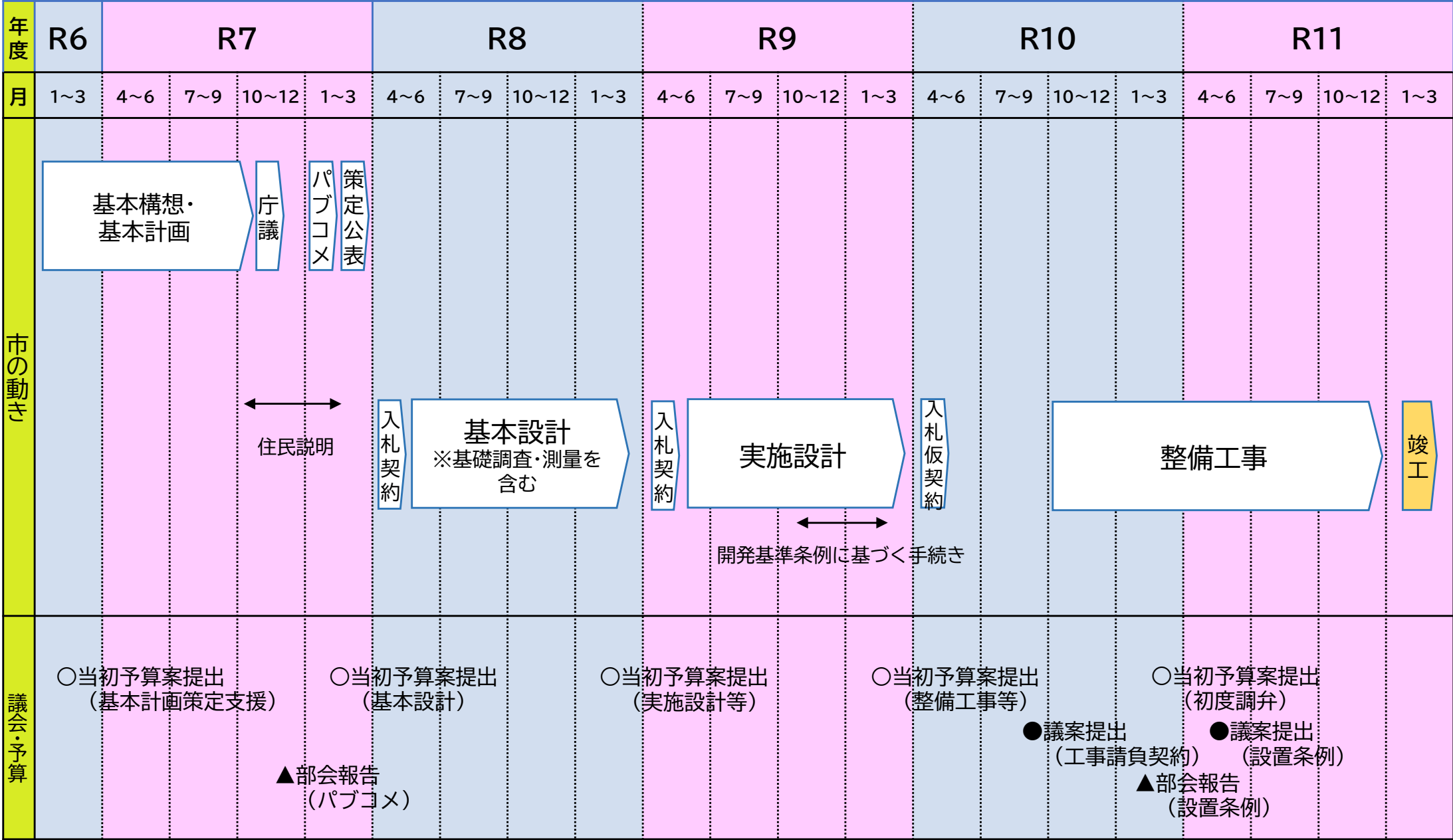
(2) 基本構想と基本計画

基本構想と基本計画はまとめて検討することとする。
令和7年度中に全体の基本計画として取りまとめる。

基本計画全体のイメージ

I 序論	II 基本構想	III 基本計画
1 位置付け	1 動物愛護管理に関する現状と課題	1 整備地
2 検討体制	2 基本理念	2 施設規模
3 SDGsとの関係性	3 基本方針	3 諸室の配置・動線
	4 導入機能	4 整備手法
	5 想定規模	5 多様な主体との連携
	6 候補地の考え方	6 事業・財源計画
等	等	7 整備スケジュール 等

6 全体スケジュール



7 本日の対話内容

基本的な考え方における機能などの本事業の考え方を踏まえ、主に次の項目について、対話をお願いします。

項目	内容
①事業手法	・ 事業実施に伴い想定される施設の整備・運営手法がありましたら、お聞かせください。 例) 整備パターン、P P P / P F I の可能性など
②事業内容	・ 実現に向けたアイデア、課題、関連する先行事例等がございましたら、お聞かせください。
③その他	・ 事業化に向けた条件、行政に期待する事項がありましたら、お聞かせください。